

各連結法人の当期控除額等の個別帰属額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	-------------	-----	-----

旧別表六の二(四)付表一 平成二十一年・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細

試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額	各連結法人における試験研究費の額		1	円	繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る当期控除額の個別帰属額	一 部 控 除 の 場 合	最初の超過連結事業年度開始の日前の各連結事業年度	税 額 控 除 未 済 額 (旧別表六の二(四)付表二「36」)	12	円	
	各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)		2					各連結法人の各連結事業年度の試験研究費の額	13		
	当 期 分 の 特 別 控 除 額 (旧別表六の二(四)「5」)		3					各連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		
	試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$		4					$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		
繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額	全額控除の場合	繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額 (各連結法人の旧別表六の二(四)付表二)		5		繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る当期控除額の個別帰属額	合	繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る当期控除額の個別帰属額 (5)又は((11)+(15))		16	
		一 部 控 除 の 場 合	最 初 の 超 過 連 結 事 業 年 度	繰 越 控 除 金 額 (旧別表六の二(四)「8」)				6		各連結法人の繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額に関する明細	
	直 前 累 積 控 除 未 済 額 (最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の旧別表六の二(四)付表二「39」)			7				当 期 控 除 未 済 金 額 (旧別表六の二(四)「2」-「5」)	17		
	(6)-(7)		8		(17)のうち各連結法人の個別帰属額			18			
	各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額		9								
	最初の超過連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)		10								
	$(8) \times \frac{(9)}{(10)}$		11		$(17) \times \frac{(1)}{(2)}$						

御注意 平成21年4月1日以後に開始する連結事業年度については、平成21年6月改正後の法人税法施行規則別表六の二(四)付表一(別表六の二(四)付表一)を御使用ください。

旧別表六の二（四）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第6項又は第7項《中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

- 2 「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額5」は、旧別表六の二(四)の「繰越中小連結法人税額控除限度超過額7」の金額と「同上のうち当期控除額8」の金額が一致している場合にその連結法人に係る旧別表六の二(四)付表二の「(36)

の累積額39」の最も右側の欄に記載した金額を記載します。

- 3 「一部控除の場合」の各欄は、旧別表六の二(四)の「同上のうち当期控除額8」に金額の記載があり、かつ、2の場合に該当しない場合に記載します。

なお、この場合において「最初の超過連結事業年度」とは、旧別表六の二(四)の「繰越中小連結法人税額控除限度超過額7」をその発生の古いものから順次合計した場合にその合計した金額が旧別表六の二(四)の「同上のうち当期控除額8」を超えることとなる最初の連結事業年度をいいます。